

国民健康保険の税率等が変わります

後期高齢者支援金分が新たに課税されます

近年、国保加入者の増加や高齢化、医療技術の高度化などにより、国民健康保険が負担する医療費は毎年大きく増加してきました。本市においては、平成15年度に国保税率等を引下げ、平成19年度に賦課限度額の引上げは行ったも

の税率等については、国民健康保険準備基金を取り崩しながら、また、経営努力も行いながら5年間据え置いてまいりました。

たに負担していただくことになりました。この支援金は、後期高齢者の医療費の約4割を賄います。

このような状況を踏まえ、表1のように国保税の改定を行います。

国保が負担する医療費は、平成15年度に約28億6千万円でしたが、平成20年度では約40億5千万円が見込まれ、11億9千万円、41%の増加となります。

また、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保税に新たに後期高齢者支援金等分の区分が加わります。

今年度も基金残高約2億円の中から1億4千万円を取り崩して国保税の負担軽減を行っております。国民健康保険が負担する医療費の増加が主な要因で、従来の税率等で国保事業を運営していくことは極めて困難な状況になりました。

改定後の国保税は、試算で1世帯当たり平均15万4千231円から18万3千556円になる見込で約19%の増加見込です。

表1 平成20年度国民健康保険税率表 (単位:円)

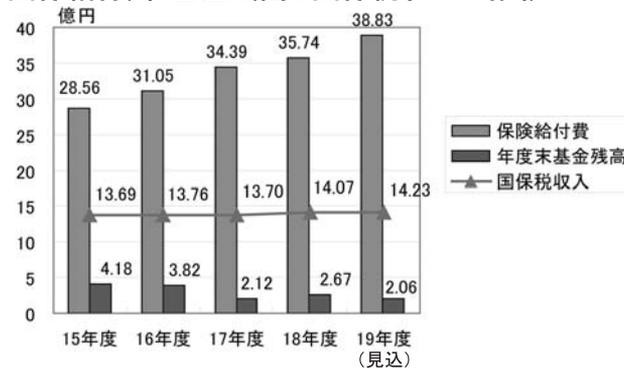
区分	改定前		改定後		
	医療給付費分	介護給付金分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護給付金分
所得割	9.8%	2.0%	9.5%	2.5%	2.0%
均等割	26,000	7,800	28,800	7,800	7,800
平等割	20,000	4,500	22,200	6,000	4,500
賦課限度額	56万円	9万円	47万円	12万円	9万円

また、4月から75歳以上の高齢者などが加入する後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度支援のため加入者の皆さんに後期高齢者支援金を、新



国保加入者の皆さんが、健康に気をつけて自らが病気を防に努めるとともに、国保会

国保給付費、基金残高と国保税収入の推移



計の実情を御理解いただき、この制度を次世代へと引き継いでいくため、国保税の改定に御理解と御協力をお願いいたします。

普通徴収の納期

国保税の第1期の納期が「5月」から「7月」に変更になり、納付書は7月に一括でお送りします。納付は今までと同じく年8回です。

問合せは

市民課 ☎2130
 税務課 ☎2116

売りたい 買いたい 貸したい 借りたい

不動産のご相談は

建設業許可(19)第2430号

宅地建物取引業免許(11)第1471号

山陽住宅株式会社

五番町5-50(税務署となり) TEL63-3663

http://www.sanyo-j.co.jp/ E-mail info@sanyo-j.co.jp

水道 下水 浄化槽 リフォーム



水廻り工事のご相談は

笠岡市指定給水装置工事事業者

笠岡市指定排水設備工事店



新興設備株式会社

美の浜29-21 TEL67-1366

夜間の修理は 090-3177-1366まで